

政令第三十一号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年三月二十七日とする。

理由

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。